

第9回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年9月21日(火) 13時30分～14時08分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

農業委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 内 | 山 | 正 | 勝 |
| 円 | 谷 | | 要 |
| 松 | 崎 | 兵 | 一 |
| 塩 | 田 | 善 | 大 |
| 小 | 針 | 重 | 男 |
| 石 | 塚 | 繁 | 男 |
| 佐 | 藤 | 正 | 尉 |
| 常 | 松 | | 栄 |
| 佐 | 藤 | 光 | 榮 |

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大 | 須 | 賀 | 隆 |
| 金 | 子 | 光 | 彌 |
| 車 | 田 | 敏 | 和 |

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について

議案第3号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

黒 澤 伸 一

農業委員会書記

高 津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理
事務局長 これより令和3年第9回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。
会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。
出席、本日の出席委員は9名、届出欠席委員は、ありません。よって天栄村
農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立してお
ります。議事録署名委員の指名については 6番委員、 7番委員の両名に
お願い致します。それでは議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」
の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (1ページ～2ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。 8番 委員よりご説明願います。

8番委員 今回の件は、■■■■さんが7月に非農地申請した農地と■■■■さんが所
有している畑を相互交換する内容ということです。■■■■さんが所有して
いる畑は、面積がやや小さいとのことですが、双方は親戚であり、同意のう
え申請しているとのことなのでご審議をお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 それでは意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(13 : 43決定)

議長 続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定につ
いて」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (3ページ～7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。 7番 委員よりご説明願います。

7番委員 9月16日に■■■■さん宅へ伺い確認しました。この内容に間違いな
いということです。天栄村から長沼町に向かう道路の左手にある農地で、1

- 0数年前までは耕作しておりましたが水の便も悪く、圃場の位置も遠方であることから耕作を続けるのが困難となってしまったとのことでした。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
- 議長 私から、申請地が山の中の圃場ということで車は入っていただけますか。
- 7番委員 車は通れます。この圃場の道を行くと長沼町の西部農場事務所につながる道に出ます。以前は、その先に企業が1件ありましたが、現在は、その道をされる方はほとんどないと思います。
- 議長 この案件は、面積が30aを超えておりますので、県の農業会議の常設審議会にかかる案件です。担当委員さんのご協力をお願いいたします。
- 事務局 あと、工事完了年月日が「永久」という標記ですが説明願います。
- 事務局 こちらは、工事着手予定日が許可日で、完了が読めないということ、また面積が大きいので盛土する土の量も読めないこと、何年もかけて工事していくということからこういう記載になっております。
- 3番委員 将来は、畑としても活用するということですが野菜の種類は、どのような種類を耕作する予定ですか。
- 事務局 施設栽培（農業用ハウス）での栽培を検討しているそうですが、野菜の種類までは、現時点では決めていないとのことです。
- 議長 また、今回の案件については、村農業委員会で意見を県へ提出しますが、30aを超える案件は、福島県農業会議へ意見を求めることとなっております。そこで村農業委員会の意見を基に福島県農業会議でも現地確認や意見書作成を行う形になりますので、村農業委員会での意見がより重要となります。
- 議長 それでは他に、意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
- 議長 異議なしの方は挙手を願います。
- 議長 挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
- (13:58決定)
- 議長 続いて議案第3号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1について、事務局より説明願います。
- 事務局 (8ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。
- 推進委員 9月18日に内容を確認いたしました。内容に間違いありませんので、ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いてNo.2について、事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区 農地利用最適化推進委員
よりご説明願います。

推進委員 9月18日に双方へ確認し、内容を確認いたしました。

事務局の説明通り間違いないので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いてNo.3について、事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。今坂・中屋敷・太多郎 地区 農地利用最適化推進委員
よりご説明願います。

推進委員 9月15日に電話で確認したところ、事務局の説明通り間違いないので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 ■さんは、今まで自分で耕作されていましたか。

推進委員 今までは、田植えは、自分で行っており、刈り取り調整は、委託していました。

議長 その他に質問はございますか。

(意見・質疑なし)

その他に意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:08決定)

議長

以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

閉会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理

以上を持ちまして、第9回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:08終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年10月20日

内山正勝



常松栄



佐藤光栄

